

第4回野生イノシシ豚熱対策検討会概要

日 時：2023年3月24日(金)13:30～16:30

場 所：対面及びウェブ会議の併用（ハイブリッド会議）

出席者：青木委員、阿部委員、江口委員、大谷委員、呉委員、小出委員、小寺委員、杉下委員、津田委員（座長）、中澤委員、早山委員、平田委員、藤河委員、明神委員

概 要：議事次第に基づき進行。野生イノシシにおける豚熱対策の対応方向、アフリカ豚熱の今後の対応等について了承された。主な論点は、以下のとおり。

- 野生イノシシの豚熱・アフリカ豚熱にかかる各種対策を行うにあたっては、国、都府県いずれのレベルにおいても、関連部署・機関間で連携体制を構築することが重要。
- 野生イノシシにおける豚熱は、本年1月に香川県、2月に鳥取県で新たに感染が確認されたところ。また、感染確認後、時間が経過し対策が進んだ都府県では感染が散発的になり、限局化する等の状況の変化がみられるが、一部の地域においては感染の増加が確認されている。これらの原因を分析し対応を検討することが必要。再発や遠方での発生の状況について、早期に適切に把握するためにも、検査が十分ではない地域の検査数を増加させると共に、年間を通じた検査頭数の安定的確保、遺伝子検査だけでなく抗体検査も併せて推進していくことが重要。
- 豚熱感染確認区域におけるジビエ利用については、「豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き」（以下「手引き」という。）を踏まえ、実施されているところ。現行の手引きにおいて、ジビエ利用は豚熱ウイルスの浸潤状況調査のサーベイランス対象個体に限定されているが、これにより、当該調査の対象個体が健康個体に集中し、感染イノシシの検出精度が下がることが懸念される。陽性確認時の処理施設での消毒等措置を具体化し、一層の防疫措置の確保等を図った上で、サーベイランス対象個体以外の遺伝子検査でも、陰性が確認された場合出荷を可能とする枠組みに変更することとした手引きの改正案について了承。
- 経口ワクチンについては、第3回の検討会で議論された養豚場等に豚熱ウイルスを持ち込むリスクの低減を目的とした散布地域・散布方法の選定方法について具体的に示した「経口ワクチンの野外散布指針」の改正案について了承。また、経口ワクチンの内製化に向けた研究開発は試作品が完成し一定の成果を上げたところであり、引き続き早期の現場実装に向けて取り組むことが必要。
- 外国からの旅行者や登山者等の山林に立ち入る者に対して、農場関係者以外の者がみだりに農場に立ち入らないこと、野生イノシシの餌となる残飯ごみを放置しないこと、下山時や帰宅時には靴の履き替えや洗浄・消毒を実施すること、野生イノシシの死体を見つけた際には自治体に通報すること等の交差汚染防止のための対策について、周知・理解醸成にとどまらず、ナッジ手法の活用等により行動変容を視野に入れて情報発信の強化を図っていくことが重要。
- アフリカ豚熱については、現在も国内での発生は確認されていないが、野生イノシシ感染時の早期発見及び初動対応が非常に重要となる。対策の具体化に向けて、第3回の検討会での議論に基づき「野生いのししにおけるアフリカ豚熱防疫実施マニュアル案」を基本方針として位置づけ、各県での演習内容、研究成果を踏まえ、来年度中の公表を目指す。